（様式1）

最終更新日：令和８年10月30日

公益財団法人新潟県スポーツ協会　スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.niigata-sports.or.jp/about/document/

原則	審査項目	自己説明
［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（１）「中期計画2023-2027」をR5.3に策定している。この中期計画では、これまでの「将来構想」対象期間10年間を振り返りつつ、現状と課題を整理した上で、当協会のミッション・ビジョンを明確化した。そして、この達成・実現に向けた「３つの重点施策」とそれに紐づく14の取組に加え、これらを実施していくために必要な基盤でもある「公益スポーツ団体としての取組」とその具体的な２つの取組を中心に構成している。また、重点施策等に対応する複数の成果目標とそれらにつながる活動指標をそれぞれ設定しており、これらの達成状況を毎年度把握し、この計画の進捗状況を評価することとしている。 （２）中期計画2023-2027はホームページで公開している。https://www.niigata-sports.or.jp/about/document/ （３）中期計画2023-2027の策定に当たっては、全理事で構成される５つの専門委員会（合同開催）での複数回の検討・議論に加え、素案段階で加盟団体に意見照会を行い、それらを反映したものとなっている。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（１）役職員等が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程の整備については、日本スポーツ協会の諸規程に倣い、各種規程の改正及び制定により整備し、令和３年７月に施行した。 その中で、基本的な位置付けとなる「新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を新しく制定し、当協会及び加盟団体の組織体制の整備や組織運営の健全性に必要な諸事項をとりまとめた。 当協会の評議員、役職員等については、「倫理・コンプライアンス規程」において、法令遵守及び当協会の諸規程並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を定め（第３条及び第４条）、違反した際の処分等について定めている（同第７条）。 加盟団体については、「加盟団体規程」において、関係法令及び当協会諸規程を遵守する旨を定め（第２条の４）、組織運営に適正を欠いたとき等における処分等について定めている（同第８条）。 また、職員については、職員就業規則に、職務の遂行及び禁止事項を定め（第４条及び第５条）、懲戒及び懲戒の効果について定めている（同第33条及び第34条）。 なお、役職員・加盟団体を対象とした「処分規程」及び「ハラスメント等通報相談窓口設置規程」を制定し、令和６年１月から施行している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（１）その他組織運営に必要な規程の整備については、定款をはじめ、各種規程を整備している。 ○各種規程：倫理・コンプライアンス規程、ハラスメント等通報相談窓口設置規程、処分規程、評議員会運営規程、理事会運営規程、加盟団体規程、専門委員会規程、組織規程等
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（１）業務に関する規程の整備については、各種規程を整備している。 ○各種規程：事務決裁規程、文書規程、公印規程、個人情報保護規程、個人情報保護方針、情報公開規程及び内規等
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（１）役職員の報酬等に関する規程の整備については、各種規程を整備している。 ○各種規程：役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程、役・職員旅費規程、職員給与規程等

原則	審査項目	自己説明
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（１）法人の財産に関する規程の整備については、定款第３章（第５条～第８条）をはじめ、各種規程を整備している。 ○各種規程：財務規程、会計処理規程、物品会計規程、資産運用規程、スポーツ振興基金管理運用規程、寄附金取扱規程、賛助会員規程等
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（１）財政的基盤を整えるための規程の整備については、各種規程を整備している。 ○各種規程：加盟団体規程（第３条　加盟団体会費）、スポーツ少年団規程（第４章　登録）、表彰規程、スポーツ振興基金寄付金感謝状贈呈内規、感謝状贈呈内規等
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（１）代表選手等の選考基準等については、競技団体等に一任されており、当協会が選考することがないため、この項目は該当しないが、競技団体等に対して選手等の選考方法・選考基準等の公開を指導している。 　なお、本県における国スポの監督及び代表選手の選考は、その競技を統括する競技団体が実施した上で、国スポ参加申込システムによってエントリー申請がされており、当協会では、国スポ開催基準要項及びその細則に基づき、そのエントリーされた選手等の参加資格を確認した後承認し、申込を完了させている。
［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）役職員向けのコンプライアンス教育については、次のとおり実施している。 Ｒ４年度：スポーツ・インテグリティ研修会を加盟団体等を対象に年３回実施し、これに当協会役職員も参加したほか、役職員向けに１回実施した。 Ｒ５年度：同様に、加盟団体等を対象に３回、役職員を対象に２回実施した。 Ｒ６年度：同様に、加盟団体等を対象に３回、役職員を対象に１回実施した。 Ｒ７年度：同様に、加盟団体等を対象に２回、役職員を対象に１回実施した。 Ｒ８年度：同様に、加盟団体等を対象に２回実施しており、年度内に指導者対象と役職員対象を各１回予定している。
［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育については、国スポに出場を予定している選手に対し日本アンチドーピング機構の講習を修了した者によるドーピング防止教育を実施しているほか、指導者向けには新潟県スポーツ指導者研修会を毎年度開催し、コンプライアンスの遵守、スポーツ・インテグリティの向上、ハラスメント防止等をテーマとして実施している。 　また、令和３年度からスポーツ・インテグリティ推進事業として、加盟団体等がそれぞれ開催するスポーツ・インテグリティの確保を目的とした研修会への補助事業を実施しており、コンプライアンス強化などの環境を整えている。Ｒ４年度は８件の実績であり、Ｒ５年度は14件、Ｒ６年度は９件、Ｒ７年度も９件の実績、Ｒ８年度は７件以上を予定している。

原則	審査項目	自己説明
［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（１）公正な会計原則の遵守については、定款第３章（第５条～第８条）に資産及び会計について定めているほか、各種規程（財務規程、会計処理規程、物品管理規程）を整備し、また、公認会計士・税理士から定期的なチェックを受けるなど、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 （２）監事には、専門的知識を有する者を選任し、業務運営全般に係る監査を受けている。 （３）上記の監査等のほかに，地方自治法第199条第７項に基づき，新潟県監査委員による財政的援助団体等監査を隔年度（Ｒ８年度受検予定）で受けているほか、新潟県所管課による立入検査（３年毎）を受検している。加えて新潟県包括外部監査（Ｒ４年度テーマ：出資法人に係る財務事務の執行及び管理について、Ｒ７年度テーマ：県有施設（文化及びスポーツ関連施設等）の管理に関する財務事務の執行について）を受けた。
［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（１）国庫補助金等の適正な使用については、補助元・助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理している。 　また、当協会の業務プロセスが適切に実施されるよう、「倫理・コンプライアンス規程」など関係規程を定め、適切に運用している。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（１）財務情報等の法令に基づく開示については、法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿等）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 　また、事業計画書、事業報告書、予算・決算をはじめ、定款等各諸規程をホームページで開示しているほか、令和２年度分から評議員会及び理事会の議事録をホームページで公開している。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（１）選手選考に関する情報開示については、〔原則３〕(3)に記載のとおり、選手等の選考基準は競技団体等に一任されており、当協会が選手選考をすることがないため、この項目は該当しないが、競技団体等に対して選手等の選考方法・選考基準等の公開を指導している。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（１）ガバナンスコードの遵守状況に関する情報開示については、令和２年度分からホームページで公表しており、直近は令和８年10月30日現在のものである。

原則	審査項目	自己説明
［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（１）加盟規程の整備等については、加盟団体規程を改正（令和３年７月１日施行）し、加盟団体の使命（第２条の２）、加盟団体の権限（第２条の３）、遵守すべき事項（第２条の４）、報告及び届出義務（第２条の５）等によって加盟団体との間の権限関係を明確にしている。 （２）加盟団体の組織運営等については、疑義が生じた場合、必要な指導を行い、改善を求めることができることとしている（加盟団体規程第７条の２）。また、中期計画2023-2027（第５章 公益スポーツ団体としての取組　第１ スポーツ・インテグリティを強化する）において、加盟団体のスポーツ・インテグリティの強化や人材育成も含めて適切な組織運営を促進していくこととしている。 （３）上記の規程の実効性を確保するため、「処分規程」を新たに制定（令和３年７月施行の「加盟団体の処分に関する規程」を統合し、令和６年１月施行）したほか、日常的な質疑・相談等に対応し、助言・支援等を行っている。なお、上記の中期計画2023-2027において、スポーツ・インテグリティの強化のための研修会の開催や日常的かつ各種会議等の機会を通じて加盟団体における取組を支援するとともに、加盟団体におけるスポーツ団体ガバナンスコード自己説明の公表率を令和７年度までに100%とすることを活動指標としている。
［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（１）加盟団体等への情報提供・研修等による支援については、スポーツ・インテグリティ強化に向けた情報提供を加盟団体（国スポ実施競技）の理事長・強化統括責任者を対象にした会議（年３回開催）の中で行うほか、加盟団体も対象にした研修会を開催することとしている（年３回程度）。このほか、加盟団体が主催する研修会に対して、講師の紹介や経費の補助（上限５万円、年間15団体まで）などで支援している（上記［原則５（１）のとおり）。